

本市における必要性判断（案）について

1 本市における必要性判断の基準（愛媛県における過去の例から）

本県において、NPOによる福祉有償運送が認められた例としては、H19に西条地方局にてNPO法人倫理生活指導センターによる福祉有償運送（福祉車両使用）が認められた例がある。

また、21.2.25には、新居浜市福祉有償運送運営協議会において、本法人による更新登録の協議が行われ、その際には、福祉車両を使用した福祉有償運送の実績に基づく、必要性の判断が改めてなされている。

よって、本市における福祉有償運送の必要性判断については、これらの際に用いられた判断基準をふまえ、**移動需要と輸送能力の比較により、福祉有償運送の必要性判断を行う。**

本市において福祉有償運送の必要性を判断する際の指標（注釈なき数値はH19年度末時点）

（1）福祉車両を使用した福祉有償運送の場合

1日あたり 移動需要	旅客対象者	21,151人 重度の制約者（身障手帳1～2級・要介護5～3・療育手帳A級）	21,151人
	移動頻度	2週間に1回外出すると仮定	
旅客対象者数 ÷ 14 × 2回 21,151人 ÷ 14 × 2 = 3,022人の移動需要			
1日あたり 輸送能力	運行回数	18回 （8時～5時まで運行した場合に、1回の運行辺り片道30分かかるとすると、1日あたり最大18回（人）の運行（輸送）が可能）	
	車両台数	65台 市内の福祉車両の台数（患者輸送限定事業者の車両も含む）	
	運行回数 × 車両台数 18回 × 65台 = 1,170人の輸送能力		

（2）セダン型車両を使用した福祉有償運送の場合

1日あたり 移動需要	旅客対象者	25,964人 軽度の制約者 （身障手帳3～6級・要介護2～要支援1・療育手帳B・精神保健福祉手帳の方）	
	移動頻度	1週間に1回外出すると仮定	
旅客対象者数 ÷ 7 × 2回 25,964人 ÷ 7 × 2 = 7,418人の移動需要			
1日あたり 輸送能力	1台あたり 輸送実績	8,827人 （平成16年度～平成18年度の1台あたり平均輸送人員）	
	車両台数	1,415台 （市内の一般タクシー台数）	
	輸送実績 × 車両台数 ÷ 365 8,827人 × 1,415台 ÷ 365 = 34,220人の輸送能力		

2 本市における必要性について（案）

上記の指標から、本市における福祉有償運送の必要性を判断した場合には、下記の結果となる。

車両	移動制約者数 （要介護5～3・身障手帳1～2級・療育手帳Aの方）	1日当り移動需要 （2週間に1回外出すると仮定した場合）	車両	移動制約者数 （軽度：要介護2～要支援1・身障手帳3～6級・療育手帳B・精神保健福祉手帳の方）	1日当り移動需要 （1週間に1回外出すると仮定した場合）
福祉 車両	21,151人	3,022人	セダン 型	25,964人	7,418人
	台数 65台	1日当り輸送能力 1,170人		台数 1,415台	1日当り輸送能力 34,220人

福祉有償運送（福祉車両）については、**移動需要 > 輸送能力**であるため、本市において**実施する必要性あり。**

福祉有償運送（セダン型車両）については、**輸送能力 > 移動需要**であるため、本市における**必要性は低い。**

参考資料

1-1 移動制約者数（19年度末現在） 介護保険事業概要・福祉事務所の概要・保健衛生年報より抜粋

移動制約種別	市内全域	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1
		身障1級	身障2級	身障3級	身障4級	身障5級	身障6級	-
		療育手帳A	療育手帳B	-	-	-	-	-
		精神1級	精神2級	精神3級	-	-	-	-
要介護認定者数	21,672	2,584	2,330	2,733	3,303	4,194	3,706	2,822
身体障害者手帳交付者数	20,677	7,880	4,083	2,841	3,823	1,108	942	-
知的障害者(児)名簿記載者数	3,209	1,541	1,668	-	-	-	-	-
精神障害者児数	1,557	209	1,172	176	-	-	-	-
計(重複あり)	47,115	-	-	-	-	-	-	-

福祉車両対象者(重度)人数	21,151
セダン型車両対象者(軽度)人数	25,964

1-2 移動制約者の移動(外出)需要

1週間に1回外出すると仮定した場合の1日あたり移動需要(人数÷7)

項目	人数	1日あたり移動需要(人数)
福祉車両対象者(重度)	21,151	21151÷7 3,022
セダン型車両対象者(軽度)	25,964	25,964÷7 3,709

2-1 一般タクシー・福祉車両台数(19年度末現在) 愛媛運輸支局調べ

タクシー種別	台数
タクシー(一般法人)	1,159
タクシー(個人)	256
小計(タクシー)	1,415
福祉車両	19
福祉車両(福祉限定事業者)	46
小計(福祉車両)	65
合計	1,480

タクシー(個人)は、松山交通圏域(松山市、東温市、松前町、砥部町)での台数

2-2 一般タクシー輸送人員(年間) 愛媛県ハイヤー・タクシー協会調べ

年度	タクシー台数	1台あたり輸送人員	輸送人員(年間)	輸送人員(日) (年間輸送人員÷365)
16年度	1,058	9,138	9,668,338	26,489
17年度	1,082	8,655	9,364,971	25,657
18年度	1,080	8,689	9,384,303	25,710
19年度(タクシー)	1,415	8,827	12,490,205	34,220

16～18年度は、愛媛県ハイヤー・タクシー協会松山支部のみの台数・輸送人員

19年度の輸送人員は、16～18年度の1台あたりの平均輸送人員(8,827人)にタクシー台数(1,415台)を掛けた参考数